

なぜ、新配置に移行するのか その2

発行：日本置き薬協会 事務局

先月是一部の配置販売業者が積極的に新配置に移行することの不可解さを、その業者の考えを下に問題点を指摘した。

それは、店舗の一般従事者は、常時店舗内で専門家の指導の下、一年間の従事経験を積み、受験資格を得られるが、配置では専門家の同行が常時なければ、得意先での従事経験が出来ないはず。これを、一年間の長期にわたり実施するのは経済的に不可能で、これをどのように対処するのか、という事である。そして、新配置ではコンプライアンスにそった会社運営が非常に困難と思え、グレーゾーン解釈の運用は、危険な賭けとしか写らない、とした。

先日、東京都薬務課が一般社団法人東京都医薬品配置協会に委託した講習会において、「最近の薬務行政について」と題し、野口俊久課長が登壇された。

その中で、「登録販売者受験のための実務経験の発行について」（虚偽や不正防止のために）では、下記の要件を提示された。

1. 業務期間 被証明者が1ヶ月80時間以上、連続して1年間
2. 業務内容

ア) 主に一般用医薬品の販売等を直接行なった。

イ) 情報提供、相談対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行なった。

ウ) 管理、貯蔵、陳列、広告に関する業務を行なった。

エ) 薬剤師、登録販売者の管理及び指導の下で業務を行なった。等

※管理帳簿、勤務シフトと実績等で、証明根拠となる従事状況を確認できるよう、記録の作成をお願いします。

新配置許可の配置販売業者の一般従事者が、単独で得意先廻りの営業活動を行なった場合に、上記のア)、ウ)は出来たとしても、イ)、エ)については、常時経験することは不可能と思える。或いは一日8時間労働のうち4時間を専門家と同行することを一年間継続することも、相当困難な事に思える。

不可能、相当困難であるが故に、実務経験は確保出来ず、登録販売者受験資格要件は満たせず、受験は出来ないということになる。ただし、配置販売会社が満たしていない要件を、満たしたと証明すれば、受験資格とはなるだろうが。

そして、「登録販売者試験に係る虚偽の実務経験証明に対する処分について」では、下記の事例を野口課長は紹介された。

ア) 平成20年度から平成22年度、埼玉県登録販売者試験において、虚偽の実務経験証明が発行されていることが判明した。

イ) 虚偽の実務経験証明書により出願した者の受験を可否にかかわらず無効とした。

ウ) これに伴い、試験合格者については、合格取消の処分を行い、登録販売者の販売従事を行なった者については、登録削除の処分を行なった。

エ) 虚偽の実務経験証明者の発行に対し、文書で厳重な注意を行なった。

当会を始め配置販売業協会、全配連の配置三団体は、既存配置が配置販売業には適切な形態であり、その資質向上を所謂30時間講習で行ない、また多くの登録販売者資格の従事者を増加させることが最適であると考えている。この考え方が間違いないと確信する、説明だった。

また、配置業者がどうしても新配置に移行したいなら、既存配置と温存しながら、新配置の販売業許可を取得することである。既存配置業務で登録販売者受験資格が得られるからである。-

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協